



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

	(取扱課室名)	ページ
<b>○ 教育委員会規則</b>		
*16 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		..... 1
*17 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		..... 2
<b>○ 告示</b>		
468 随意契約の相手方の決定	(広報課)	..... 3
469 管理理容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	..... 3
470 管理美容師資格認定講習会の指定	( " )	..... 4
471 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	..... 4
472 "	( " )	..... 4
473 "	( " )	..... 5
474 "	( " )	..... 5
475 "	( " )	..... 5
476 池の前土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	..... 5
477 海南野上土地改良区の役員の就退任	( " )	..... 6
478 日高川土地改良区の役員の就退任	( " )	..... 7
479 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可	( " )	..... 7
480 小池下土地改良区の定款変更の認可	( " )	..... 7
481 日高町土地改良区の定款変更の認可	( " )	..... 7
482 日高川土地改良区の定款変更の認可	( " )	..... 8
483 令和8年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	(鳥獣害対策課)	..... 8
484 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	..... 9
485 道路の区域変更	(道路保全課)	..... 10
486 道路の供用開始	( " )	..... 10
<b>○ 監査公表</b>		
監査公表第13号		..... 10
監査公表第14号		..... 11
監査公表第15号		..... 11
監査公表第16号		..... 11
<b>○ 正誤</b>		
令和8年3月24日付け和歌山県報号外（3）県議会に関する事項和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則中		..... 11

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第16号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月22日

和歌山県教育委員会教育長 今西宏行

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第6条 条例第18条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第18条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>3,900円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第6条 条例第18条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第18条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>2,700円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

和歌山県教育委員会規則第17号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月22日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第16条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>3,900円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第16条第1項第3号のエの業務 業務に従事した日1日につき<u>2,700円</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務

手当の内払とみなす。

## 告 示

### 和歌山県告示第468号

令和8年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
令和8年度県政広報テレビ番組の制作及び放送事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県知事室広報課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社テレビ和歌山  
和歌山市栄谷151番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
171,908,870円（うち消費税及び地方消費税の額15,628,079円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第11条第1項第1号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

### 和歌山県告示第469号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地
  - (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
  - (2) 所在地 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号
  - (3) 電話 06-6942-6453
- 3 講習会の日程及び会場
  - (1) 日程  
第1日 令和8年9月7日

第2日 令和8年9月14日

第3日 令和8年9月28日

## (2) 会場

和歌山城ホール4階 大会議室

和歌山市七番丁25番地の1（電話073-432-1212）

4 受講料 20,000円

## 和歌山県告示第470号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号

## 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 所在地 大阪府大阪市中央区谷町一丁目3番1号

(3) 電話 06-6942-6453

## 3 講習会の日程及び会場

## (1) 日程

第1日 令和8年9月7日

第2日 令和8年9月14日

第3日 令和8年9月28日

## (2) 会場

和歌山城ホール4階 大会議室

和歌山市七番丁25番地の1（電話073-432-1212）

4 受講料 20,000円

## 和歌山県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
保険調剤薬局トーワ	和歌山市北中島一丁目5番7号	竹内光	令和 8.4.1
保険調剤薬局トーワ加納店	和歌山市加納248-4	宮本佳明	令和 8.4.1
保険調剤薬局トーワ和田店	和歌山市和田1202-10	真鍋悠希	令和 8.4.1

## 和歌山県告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
エバグリーン薬局ヒロ海南重根店	海南市重根50-1	井戸本直起	令和 8.5.1

#### 和歌山県告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
コノハナ薬局	和歌山市黒田105-1-B	柏迫敬介	令和 8.5.1

#### 和歌山県告示第474号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
萩原薬局	伊都郡かつらぎ町佐野185	西風博子	令和 8.4.1

#### 和歌山県告示第475号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は指定訪問看護事業者等の名称	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションこころ	和歌山市新大工町12	医療法人敬得会	令和 8.6.1

#### 和歌山県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、池の前土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月22日

## 1 退任した役員（令和8年3月31日退任）

職名	氏名	住所
理事	藤井勝	和歌山市中筋日延290番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1
理事	宮井伸幸	岩出市山178番地
監事	福田茂博	岩出市山334番地
監事	山口薫	和歌山市湯屋谷49番地
監事	井村健次	和歌山市中筋日延291番地

## 2 就任した役員（令和8年4月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	明渡賢二	和歌山市中筋日延285番地
理事	宮井正治	岩出市山398番地の4
理事	田中新二	岩出市山327番地
理事	松本正和	和歌山市中筋日延248番地
理事	宮井伸幸	岩出市山178番地
理事	福田茂博	岩出市山334番地
監事	木ノ元敏弘	岩出市山238番地の1
監事	藤井計富	和歌山市湯屋谷59番地
監事	井村健次	和歌山市中筋日延291番地

## 和歌山県告示第477号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、海南野上土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 退任した役員（令和8年4月24日退任）

職名	氏名	住所
理事	森脇久行	海南市野上中250番地
理事	山本文男	海南市溝ノ口119番地
理事	田村俊平	海南市椋木138番地
理事	森脇義夫	海南市野上中318番地1
理事	森本量也	海南市野上中312番地
理事	山本雅康	海南市溝ノ口238番地
理事	中村泰和	海南市別院373番地
理事	西中哲泰	海南市野尻154番地
理事	芝崎和好	海草郡紀美野町動木420番地
理事	藤山克己	海南市野上中471番地
理事	山中太矢	海南市野上中464番地
監事	上山元章	海南市別院614番地
監事	森田修二	海南市椋木201番地5

監事 杉本哲也 海草郡紀美野町小畑838番地30

2 就任した役員（令和8年4月25日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 森脇久行 海南市野上中250番地

理事 山本文男 海南市溝ノ口119番地

理事 田村俊平 海南市椋木138番地

理事 中谷千万喜 海南市野上中812番地2

理事 森本量也 海南市野上中312番地

理事 山本雅康 海南市溝ノ口238番地

理事 中村泰和 海南市別院373番地

理事 西中哲泰 海南市野尻154番地

理事 芝崎和好 海草郡紀美野町動木420番地

理事 山中太矢 海南市野上中464番地

監事 上山元章 海南市別院614番地

監事 森田修二 海南市椋木201番地5

監事 杉本哲也 海草郡紀美野町小畑838番地30

和歌山県告示第478号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により、日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員（令和7年8月2日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 阪口雅紀 御坊市野口1839番地1

2 就任した役員（令和8年3月24日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 藤田泰幸 御坊市野口1614番地

和歌山県告示第479号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第480号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小池下土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県告示第481号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高町土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 和歌山県告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日高川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 和歌山県告示第483号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和8年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

## 1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担当 振興局
7月4日	土	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草
7月9日	木	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月10日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
7月14日	火	午後1時30分	海南nobinos	海南市日方1525-6	海草
7月15日	水	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月15日	水	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁
7月17日	金	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629	日高
7月22日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月23日	木	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月23日	木	午後1時30分	きびドーム	有田郡有田川町大字下津野2021	有田
7月26日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田・ 本庁

## 2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

## 3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、受講者が前回講習を受けた後に改正された法令及び告示等を周知するとともに、狩猟事故に関する事例を取り入れて行うものとする。

## 4 適性検査及び講習の対象者

(1) 県内に住所を有し、有効期限が令和8年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する

者を除く。

- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

#### 5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 眼鏡等の視力矯正器具

#### 6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

##### (1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

##### (2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

##### (3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

##### (4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

#### 7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

#### 和歌山県告示第484号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第485号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市学文路字玉西475番2地先から同市学文路字玉西483番2地先まで	旧	4.35 } 4.85	38.20	
同上	新	6.60 } 6.71	38.20	

## 和歌山県告示第486号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年5月22日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字玉西475番2地先から同市学文路字玉西483番2地先まで

供用開始の期日 令和8年5月22日

## 監 査 公 表

## 和歌山県監査公表第13号

令和8年2月17日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉 井 和 視

和歌山県監査委員 北 山 慎 一

## 和歌山県監査公表第14号

令和8年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

## 和歌山県監査公表第15号

令和8年2月17日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

## 和歌山県監査公表第16号

令和8年2月17日付け監査報告第21号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 吉 井 和 視  
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

## 正 誤

## 正 誤

令和8年3月24日付け和歌山県報号外（3）県議会に関する事項和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則中

ページ	誤	正
1	令和7年3月17日議決	令和8年3月17日議決